



令和7年豪雨対応 金融円滑化特別資金 利子補給補助金 申請の手引き

～事業復旧・再建をサポート！スムーズな手続きのために～

補助金受付期間

受付開始：令和8年 1月 5日（月）

受付締切：令和8年 2月27日（金）

熊本県の制度融資「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」及び「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和7年8月大雨分）」が、本事業対象の制度融資となります。（令和7年9月17日より運用されています）

申込書類等の提出先・問い合わせ先

玉名市商工政策課

〒865-0025 玉名市高瀬290-1（玉名商工会館2階）

電話 0968-71-2065

FAX 0968-73-2220

E-mail shoko@city.tamana.lg.jp

申込時提出書類は郵送・持参によりご提出ください。

なお、1月より玉名市役所 本庁舎2階に移転いたします。

▼1月から ※事務所移転予告

令和8年1月より玉名市役所本庁舎2階で業務を行います。

宛先：玉名市役所商工政策課 利子補助 申込書類在中

住所：〒865-8501 玉名市岩崎163

ご注意・ご連絡事項

○申請の際、提出書類等の漏れがないよう十分にご注意ください。

○本募集要綱及び提出書類一式は玉名市ホームページからダウンロードできます。



▲熊本県金融円滑化特別補助金についてはこちら

令和7年11月
玉名市商工政策課



市の利子補給補助金の情報はこちら▲

【目次】

● 「重要説明事項」 (申込にあたっての注意点) -----	3
● 交付申請から補助金交付までの手続きの流れ -----	4
I 本事業について -----	5
1. 事業の目的 -----	5
2. 熊本県金融円滑化特別資金 -----	5
3. 補助対象者 -----	5
4. 利子補給期間 -----	6
5. 補助率及び補助上限額 -----	6
6. 必要書類チェックリスト -----	7
7. 申込手続き -----	8
8. 申請にあたっての注意事項 -----	8
9. よくあるご質問 -----	9
10. 問い合わせ先 -----	9
II 提出書類様式等 (記入例) -----	10

「重要説明事項」（申込にあたっての注意点）

本補助金に係る重要説明事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認、ご理解いただいたうえで申込をお願いいたします。

1 本補助金事業は、「玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）」に基づき実施されます。

補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。なお、申込書類の作成・提出に際しては、添付資料の「様式第2号 誓約書及び同意書」において、「虚偽の申請、報告など、本補助金の交付に関して不正行為を行わない」旨を誓約いただきますので、事実と異なる記載内容での申込・申請とならないよう十分にご確認ください。

2 補助事業関係書類は事業終了後1年間保存しなければなりません。

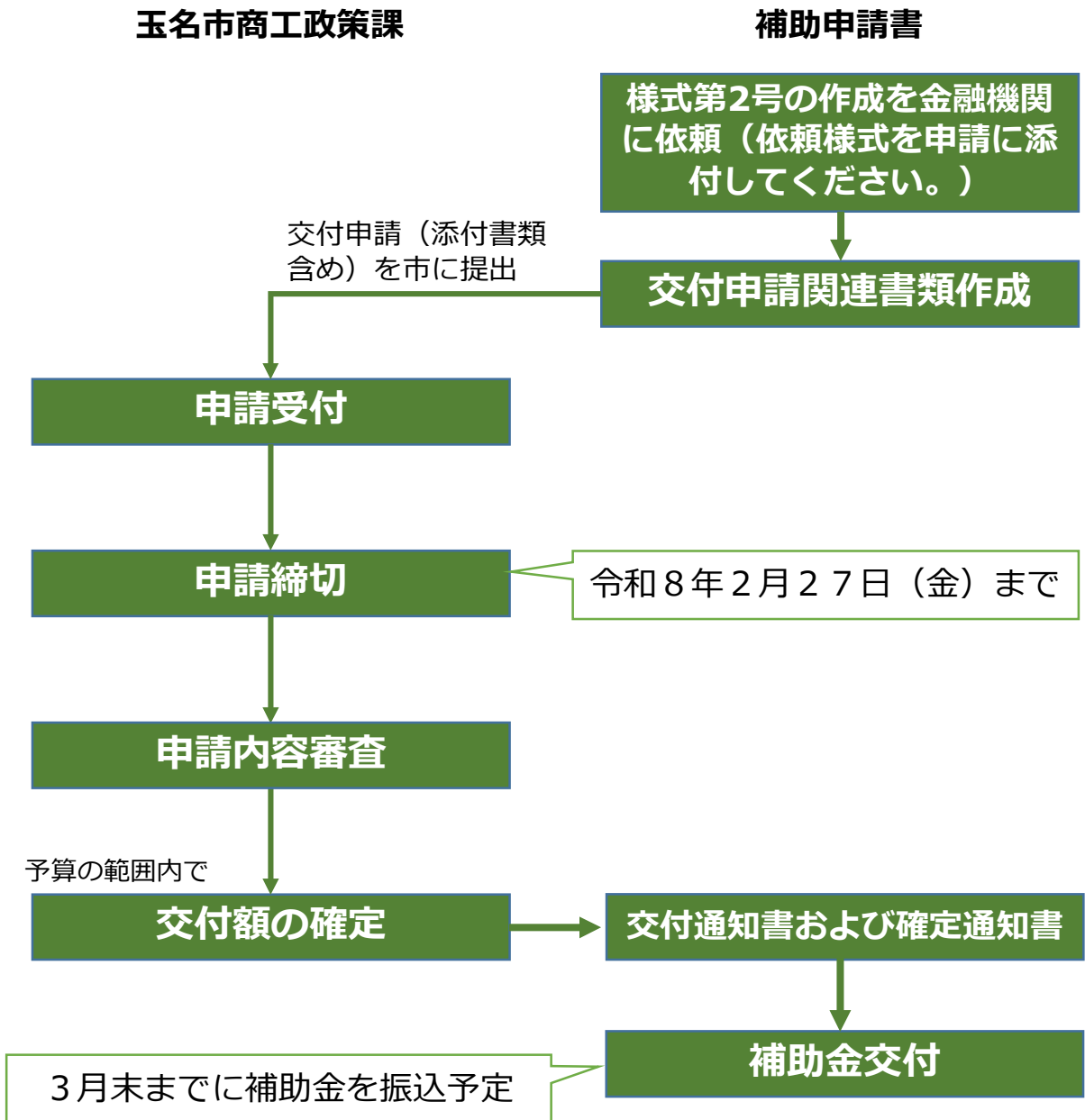
補助事業者は、補助事業に係る帳簿および挙証書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年間、玉名市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。また、補助事業完了後、実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

3 その他

申込者・補助事業者は、本募集要項、交付要綱等の案内に記載のない細部については、玉名市からの指示に従うものとします。

交付申請から補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請から補助金交付までは以下のような手続き・流れとなります。なお、本補助金は交付申請の受付順で補助金の決定をするものではなく、一度補助金申請を締切、その後、予算内で補助決定を行うものです。



I 本事業について

1 事業の目的

本補助金は、令和7年8月10日からの大雨により経営に大きな影響を受けた市内の中小企業者等の皆様が、熊本県が実施する「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠及びセーフティネット保証対応枠）」（以下「利子補給対象融資制度」という。）を利用した場合に、その融資に係る利子の負担を軽減し、事業の早期復旧と経営の安定を図ることを目的としています。

2 熊本県金融円滑化特別資金

対象となる熊本県金融円滑化特別資金は次のとおりです。
対象は

- **金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）**
 - **金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）**
- です。

本特別資金の申込先は県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関です。



本資金は、信用保証料を県が負担する大変有利な制度融資になっています。

詳しくは、熊本県のホームページをご覧ください。

3 補助対象者

令和7年8月豪雨により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者等で、所定の要件を満たす方。

- ① **令和7年12月31日（水）までに、利子補給対象融資制度（熊本県が実施する金融円滑化特別資金）による事業資金の融資を受けていること。**
- ② **融資を受けた日から継続して事業を営んでおり、以下のいずれかに該当すること。**

個人事業主: 玉名市の住民基本台帳に記載されている方。

個人事業主（市外居住者）: 玉名市内で事業を営んでおり、確定申告書、営業許可書等により市内で事業を営んでいることを確認できる方。

法人: 玉名市内に事業所を有し、かつ、玉名市に法人登記又は法人市民税の納税義務がある法人。

- ③ **玉名市の市税を滞納していないこと。**
- ④ **本市以外の者から、当該融資に係る利子補給を受けていないこと。**

4 利子補給期間

利子補給の対象となる期間は、原則として融資の実行日から起算して3年間です。

ただし、以下のいずれかの事由が生じた場合は、その事由が生じた日が利子補給期間の終期となりますのでご注意ください。

事業所を市外に移転した場合: 移転した日

償還期限を繰り上げて償還を完了した場合: 償還を完了した日

償還を怠った場合（元金・利子の支払いが遅れた場合）: 約定に従い償還をした最後の日

償還を遅延した場合: 償還遅延期間の利子は補助の対象外となります。

事業を休止し、又は廃止した場合: 当該事業を休止し、又は廃止した日

5 補助率及び補助上限額

本補助金は、毎年1回、**前年1年間（1月1日～12月31日）**に支払った利子について、申請と請求を兼ねた書類を提出していただくことで、補助金が交付されます。

- ① **融資実行:** 熊本県が実施する「金融円滑化特別資金」の融資を受け、利子の支払いを開始します。
令和7年12月31日（水）までに融資を受ける必要があります。
- ② **利子の支払い:** 金融機関に対し、毎月または所定の期間ごとに利子を支払います。
- ③ **利子補給補助金交付申請兼請求書の作成・提出:**
毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、翌年の2月28日までに必要書類を揃え、玉名市商工政策課へ提出します。**（※令和7年度は、令和8年2月27日（金）まで）**
初めての申請時も、申請書兼請求書（様式第1号）を提出します。
- ④ **審査:**市が提出された書類の内容を確認し、補助対象要件を満たしているか、支払われた利子額が適正であるか審査します。
- ⑤ **交付（不交付）決定通知:** 審査の結果、補助金交付の可否を決定し、「玉名市令和7年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付（不交付）決定通知書」（様式第3号）を郵送します。
- ⑥ **補助金交付:** 交付決定通知後、指定の口座に補助金が振り込まれます。

6. 必要書類チェックリスト

申請の種類に応じて、以下の書類をご準備ください。

提出された書類は返却できませんので、必要な方は事前にコピーをお取りください。

提出物【必須】		提出部数	備考
<input type="checkbox"/>	①玉名市令和7年大雨に伴う玉名市利子補給補助金交付申請書兼請求書	原本1部	(様式第1号)市のホームページからダウンロードするか、商工政策課窓口で取得してください。
<input type="checkbox"/>	②利子支払実績証明書	原本1部	(様式第2号)融資を受けた金融機関に作成を依頼してください。対象期間(毎年1月1日～12月31日)に支払われた利子の総額が明記されている必要があります。金融機関が発行する年間支払利子額証明書や、支払利子の引き落としが確認できる通帳の写しで代替できる場合がありますので、事前にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	③事業所等の存在が確認できる書類の写し	写し1部	例：法人の履歴事項全部証明書、個人事業主の開業届、直近の確定申告書、法人の定款・登記事項証明書・事業開始届・許認可証など、事業活動を証明できるもの
<input type="checkbox"/>	④補助金振込先の口座情報が確認できる書類の写し(通帳の見開き部分など)	写し1部	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(申請者本人名義)が確認できるページのコピー。(キャッシュカードのコピーでも可)
<input type="checkbox"/>	⑤金銭消費貸借契約書(借入契約書)の写し	写し1部	利子補給対象融資制度(熊本県が実施する金融円滑化特別資金)であることが確認できる契約書の写し。融資額、利率、返済期間等が明記されていること。初回申請時のみ提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑥市税に滞納がないことの証明書の写し	写し1部	
<input type="checkbox"/>	⑦その他、市長が必要と認める書類	写し1部	審査上、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

7. 申込手続き

(1) 受付期間

開始 令和8年(2026年)1月5日(月)
終了 令和8年(2026年)2月27日(金)

(2) 申請方法

○郵送・持参による申請

※郵送料等、申請に必要な費用はご負担ください。

※郵送時は封筒の表に「玉名市令和7年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金 申請書類在中」とお書きください。

(3) 提出書類の提出先・問合せ先

▼1月から ※事務所移転予告

令和8年1月より玉名市役所本庁舎2階で業務を行います。

宛先：玉名市役所商工政策課 利子補助 申込書類在中

住所：〒865-8501 玉名市岩崎163

8. 申請にあたっての注意事項

- **申請書類の不備について：**提出書類に不備がある場合、受付できないことがあります。記載漏れや添付漏れがないか、提出前によくご確認ください。書類の修正や追加提出をお願いする場合があります。
- **虚偽の申請等について：**虚偽の内容で申請し、不正に補助金を受け取った場合、または融資の目的以外の目的に資金を使用した場合などは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じる場合があります。
- **市税等の滞納：**申請時点で市税等に滞納がある場合は、補助金の交付はできません。事前に納税状況をご確認ください。
- **他の利子補給制度との重複：**本市以外の者から、当該融資に係る利子補給を受けている場合は、補助の対象外となります。
- **繰り上げ償還：**融資を繰り上げ償還した場合、繰り上げ償還日以降の利子は補助対象外となります。
- **償還遅延：**元金や利子の償還を怠った（支払いが遅れた）期間の利子については、補助対象外となります。
- **交付要綱の確認：**この手引きは概要をまとめたものです。必ず「玉名市令和7年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付要綱」の全文もご確認ください。
- **不明な点はお問い合わせを：**手続きでご不明な点がありましたら、ご自身で判断せず、お気軽に商工政策課までお問い合わせください。

9. よくあるご質問（FAQ）

Q1: 融資はこれからですが、補助金の申請はできますか？

A1: 実際に融資を受け、利子の支払いを行う前に本補助金を申請することはできません。令和7年12月31日（水）までに融資を受ける必要がありますので、ご注意ください。

Q2: 融資の申し込み先はどこですか？

A2: 本補助金の対象となる「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠及びセーフティネット保証対応枠）」は、熊本県が実施する制度です。具体的な融資の申し込みは、お近くの金融機関にご相談ください。

Q3: 利子を支払うたびに申請が必要ですか？

A3: 毎年1回、前年の1月1日から12月31日までの1年間に支払った利子をまとめて申請してください。申請期間は、翌年の2月28日までです。

Q4: 提出した書類は返してもらえますか？

A4: 提出された書類は原則として返却できません。必要な書類は、提出前に必ずご自身でコピーをお取りください。

Q5: 利子の支払いが遅れてしまった場合、補助金はどうなりますか？

A5: 利子を滞納した場合、以後の利子については補助の対象外となります。金融機関との約定に従い、期限内に確実に支払いを行ってください。

10. お問い合わせ先

ご不明な点やご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

玉名市役所 商工政策課 商工振興係

住所: 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163 (本庁舎2階)

電話番号: 0968-71-2065

FAX番号: 0968-73-2220

Eメール: shoko@city.tamana.lg.jp

受付時間: 平日 午前9時～午後5時

関連情報: 市ホームページでも情報提供しています。

この手引きが、皆様の事業再建の一助となれば幸いです。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

玉名市長 様

申請者 住 所 玉名市岩崎163
 名 称 株式会社たまなタウンホール
 代表者名 代表取締役社長 玉名太郎 **代表取締役社長之印**

本店・本社の住所を記載してください。

令和7年大雨に伴う玉名市利子補給補助金交付申請書兼請求書
 熊本県金融円滑化特別資金に係る利子補給補助金の交付を受けたいので、玉名市令和7年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、交付決定された利子補給補助金額を請求します。

記

銀行側が作成した「利子支払実績証明書」の払込利子額を明記してください。

1 交付申請（請求）額 102,000円

2 振込先

金融機関	○× 銀行 信金組合				支店名	○×駅前			本店 支店 出張所				
金融機関コード	A	A	A	A	支店コード	B	B	B					
預金種目	普通・当座・その他			口座番号 (右詰めで記入)		A	B	C	D	E	F	G	H
フリガナ	カブシキカイシャ シティホール												
口座名義人	株式会社 玉名シティホール												


3 添付書類

- (1) 取扱金融機関が発行する利子支払実績証明書（様式第2号）
- (2) 市税に滞納がないことの証明書
- (3) 履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し等
- (4) 補助金振込先の口座情報が確認できる書類の写し（通帳の見開き部分など）
- (5) 金銭消費貸借契約書（借入契約書）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

添付書類は必須ですので申請時には必ず提出してください。

玉名市長 様

所在地 **玉名市高瀬〇〇〇**
 金融機関名 **〇×銀行 玉名支店**
 代表者名 **支店長 繁根木秋彦**



〇×銀行
玉名支店長
之印

利子支払実績証明書

玉名市令和7年豪雨対応金融円滑化特別資金利子補給補助金交付要綱第4号第1項に規定する利子の支払について、下記のとおり証明します。

記

融資対象者	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	玉名市岩崎163
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 玉名市シティホール 代表取締役社長 玉名太郎
融資内容	制度名	セーフティネット4号
	融資金額	600万 円
	融資期間	令和7年10月10日から 令和10年10月9日まで
	初回利子返済日	令和7年11月30日
	利率	年 1.70%
	償還方法	元利金均等償還
払込状況	利子補給対象期間	令和7年10月10日から 令和8年10月9日まで
	払い込まれた利子額	102,000円

※延滞利子を除く。

本数字を様式第1号の請求額に明記してください。

口座振込名義が申請者（代表者）と異なる場合は委任状が必要となります。

委任状は任意様式です。

令和 年 月 日

玉名市長 様

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者（代理人）

住 所 : 玉名市岩崎163

氏 名 : 株式会社玉名シティホール 会計担当 岩崎一夫

委任者との関係 : 会計担当者

**通帳名と同名に
してください。**

私は、補助金について、申請者名と異なる名義である口座への振込を委任いたします。お手数ですが、当該口座へのお振込みをお願い申し上げます。

(委任者)

住 所 : 玉名市岩崎163

氏 名 : 株式会社玉名シティホール
代表取締役社長 玉名太郎

Ⓜ

連 絡 先 : 0968-71-2065

申請者名を記入

※この書面は委任者が記入し、署名・押印のうえご提出ください。

※委任内容が不明な場合など、ご連絡をさせていただく場合がございます。

※代理人の方は、免許証などの身分証明書をご提示ください。